

務ハ地方長官ノ定メタル官吏之ヲ行フ
前項ノ區域ニ於ケル選舉ニ關シテハ第九十三條乃至第七百七條ノ
規定ヲ準用ス但シ投票管理者ノ職務ハ地方長官ノ定メタル官吏
之ヲ行フ

第百十一條中「第百四十四條」ノ下ニ「、第百四十四條ノ二」ヲ加
フ

附 則

本令ハ郡長及島司廢止ノ日ヨリ之ヲ施行ス

奏任文官特別任用令中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

大正十五年四月二十八日

内閣總理大臣若槻禮次郎



勅令第 號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス
遣神宮主事ノ次ニ主税局事務官ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内務省
勅令
第 號

樺太廳官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

大正十五年五月三日

内閣總理大臣若槻禮次郎

